

## 郡山市公契約条例等に係るアンケート調査結果 ＜ 受注事業者 ＞

- 1 調査期間：令和5年1月4日～令和5年1月27日
- 2 調査対象者：郡山市発注13件、郡山市上下水道局発注22件、計35件の公共事業の受注者及び下請事業者

### ＜主な契約＞

建設工事	郡山西部第一工業団地（第2期工区）造成工事 【市発注：計7件】
	下水道管理センター放流渠・バイパス管築造工事 【上下水道局発注：計21件】
業務委託	郡山駅前広場管理業務委託（長期継続契約） 【市発注：計6件】 【上下水道局発注：計1件】

- 3 回答者数：107者（下請事業者含む。うち電子回答：31者）

内訳：市                    57者  
          上下水道局    50者

- 4 配布部数：176部

内訳：市 建設工事受注者    94部  
          市 業務委託受注者     6部  
          上下水道局 受注者    76部

※同一事業者が複数受注している場合は1部のみ配付

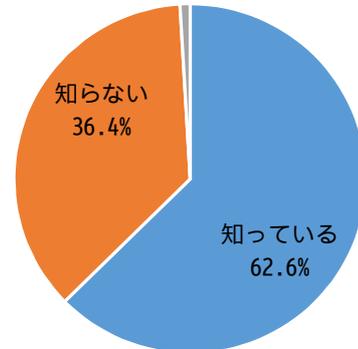
令和5年2月  
郡山市契約検査課  
郡山市上下水道局総務課

# 1 郡山市公契約条例について

1① 「郡山市公契約条例」を知っていますか。  
(該当するもの1つに○)

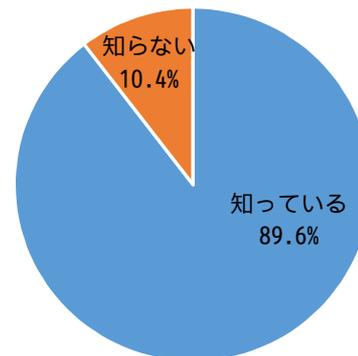
選択肢	元請	下請	不明	総数	割合
知っている	24	43	0	67	62.6%
知らない	1	37	1	39	36.4%
無記入	0	1	0	1	0.9%
合計	25	81	1	107	100.0%

※アンケート回答の割合は端数を四捨五入しています。



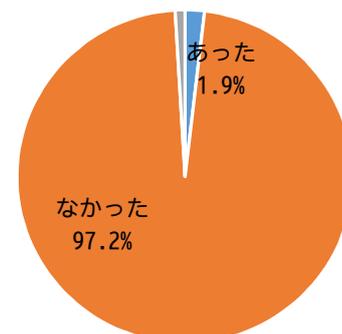
1② この条例に、「事業者等の責務」や「労働者等の申出・相談」が定められていることを知っていますか。  
(1①で「知っている」と回答した方のみ。該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	総数	割合
知っている	21	39	0	60	89.6%
知らない	3	4	0	7	10.4%
無記入	0	0	0	0	0.0%
合計	24	43	0	67	100.0%



1③ 労働環境の報告が必要な工事等に従事している方から、この条例や労働環境に関する問い合わせなどはありましたか。  
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	件数	割合
あった	0	2	0	2	1.9%
なかった	25	78	1	104	97.2%
無記入	0	1	0	1	0.9%
合計	25	81	1	107	100.0%



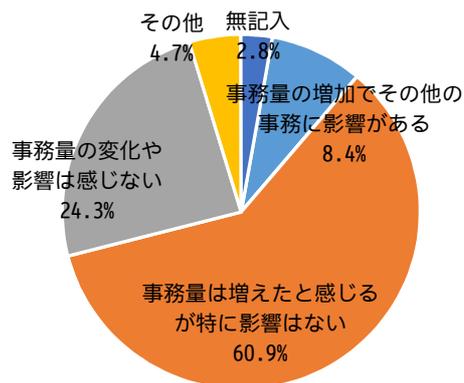
【問い合わせの内容】

下請	(回答なし)
----	--------

**2 受注案件は労働者の労働環境を確保するための取組を報告する義務が課せられています。この労働環境報告書の作成・提出について伺います。**

2① 労働環境報告書の作成に係る事務量の変化についてお答えください。  
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	件数	割合
事務量の増加でその他の事務に影響がある	0	9	0	9	8.4%
事務量は増えたと感じるが特に影響はない	14	50	0	64	59.8%
事務量の変化や影響は感じない	8	17	1	26	24.3%
その他	3	2	0	5	4.7%
無記入	0	3	0	3	2.8%
合計	25	81	1	107	100.0%



【事務量増加に伴う具体的な影響】

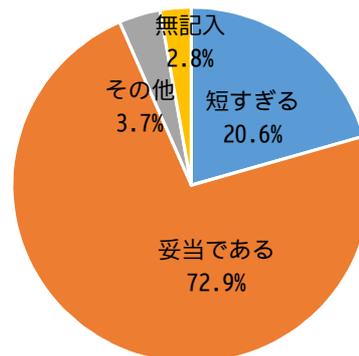
下請	提出書類などが増えている
	現場が終わってからの作業になる
	下請の職人さんなどの提出の催促など

【その他】

元請	労働環境報告書だけでなく、下請通知書などそれに付随する書類によって事務量が増えた。
----	---

2② 労働環境報告書の提出は、契約を締結した日から14日以内（下請契約を締結した場合も同様の期間）に提出するとされていますが、その提出期間についてお答えください。  
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	件数	割合
短すぎる	6	16	0	22	20.6%
妥当である	18	59	1	78	72.9%
その他	1	3	0	4	3.7%
無記入	0	3	0	3	2.8%
合計	25	81	1	107	100.0%



【短すぎると感じた理由】

元請	調印のための回覧に2～3日、郵送に2～3日要し、また土日祝日も挟むため。
	社内決裁に時間を要するため
下請	下請けの職人さんの記入漏れなどのチェックするため（何度も）
	工事が立て込んでいて大変な為

【その他の意見】

下請	郵便にかかる日数が増えているので、もう少し提出期限があっても良いかなと思う
----	---------------------------------------

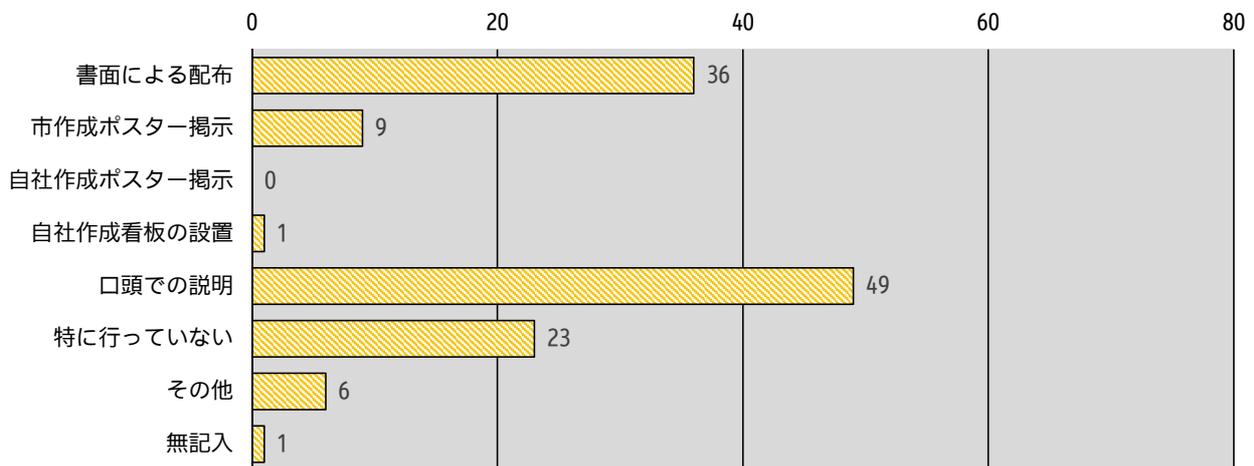
2③ 労働環境の報告内容等で、ご要望やお気づきの点などについてお答えください。

元請	労働環境報告書への押印を不要とするか、または（契約者から現場代理人への委任状を発行の上）現場代理人名義の提出を可となれば、時間的余裕をもって対応できる。また、働き方改革の推進の折、GW・夏季・年末年始等において長期間現場を閉所とする場合があり、その際の提出期限については猶予をしてほしい
下請	書類を大量に作成することよりも契約どおりに工事がされているか現場の写真などで確認するのもありかと思う 具体的にわかりやすく説明してほしい

### 3 労働者等への周知について

3① 事業者は、工事等に従事する方に対して、従事する業務が条例の適用案件であることなどを周知する義務を課せられていますが、どのように周知しましたか。  
(該当するものすべてに○)

労働者への周知方法	元請	下請	不明	件数	割合
書面による配布	12	24	0	36	28.8%
市作成ポスター掲示	3	6	0	9	7.2%
自社作成ポスター掲示	0	0	0	0	0.0%
自社作成看板の設置	0	1	0	1	0.8%
口頭での説明	15	34	0	49	39.2%
特に行っていない	3	19	1	23	18.4%
その他	2	4	0	6	4.8%
無記入	0	1	0	1	0.8%
合計	35	89	1	125	100.0%

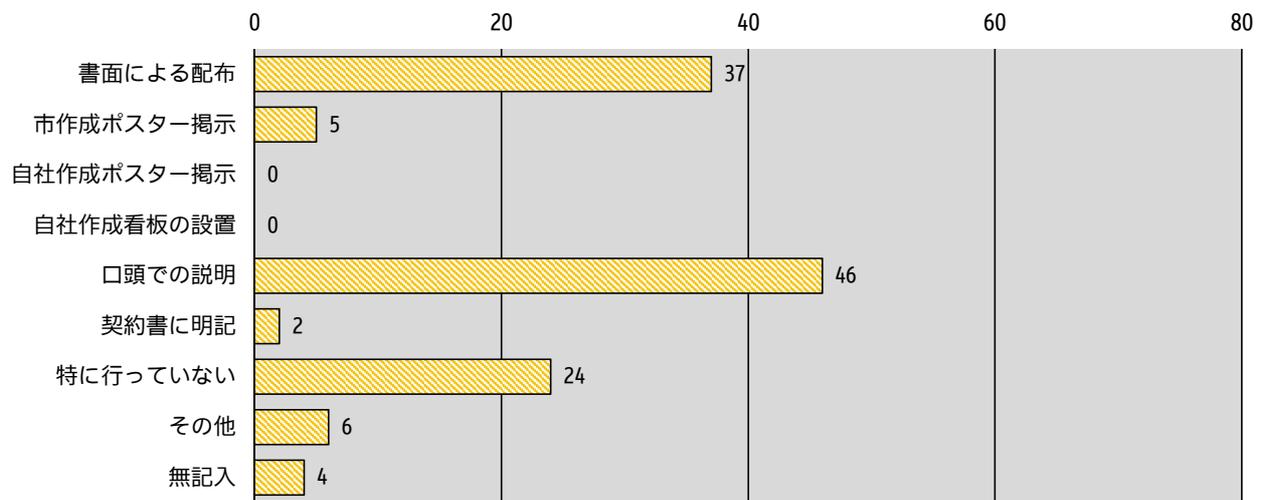


#### 【従事者への具体的な周知方法】

元請	書面による配布	各個人に説明文書の配布をしました。 メール等で周知しました（周知チラシ等で）
	口頭で説明	新規入場者教育時に説明 社員が内容を理解しているため口頭による説明及び確認
下請	書面による配布	現場入場前に個別に書面配布、説明を行う 配布し回覧
	市が作成したポスターの掲示	社内に掲示
	口頭で説明	工事入場前送り出し教育時全員に周知した
	特に行っていない	b（市が作成したポスターの掲示）のポスターがないため

3② 下請・再委託事業者と契約締結する際、条例の適用案件である旨をどのように周知しましたか。  
(該当するものすべてに○)

下請・再委託事業者への周知方法	元請	下請	不明	件数	割合
書面による配布	10	27	0	37	29.8%
市作成ポスター掲示	1	4	0	5	4.0%
自社作成ポスター掲示	0	0	0	0	0.0%
自社作成看板の設置	0	0	0	0	0.0%
口頭での説明	17	29	0	46	37.1%
契約書に明記	0	2	0	2	1.6%
特に行っていない	3	20	1	24	19.4%
その他	3	3	0	6	4.8%
無記入	0	4	0	4	3.2%
合計	34	89	1	124	100.0%

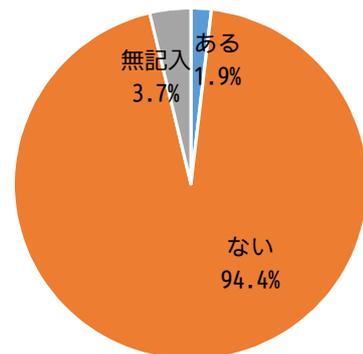


【下請・再委託事業者への具体的な周知方法】

元請	書面による配布	外注契約時に説明。
	口頭で説明	各業者が公契約を理解しているため口頭での説明及び確認
	特に行っていない	下請・再委託はしていません。
下請	書面による配布	メール及び電話による周知
	特に行っていない	b (市が作成したポスターの掲示) のポスターがないため 下請業者無しのため

3③ 労働者や下請・再委託事業者への周知方法等において、課題や提案など何かお気づきのことはありますか。  
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	総数	割合
ある	2	0	0	2	1.9%
ない	23	77	1	101	94.4%
無記入	0	4	0	4	3.7%
合計	25	81	1	107	100.0%



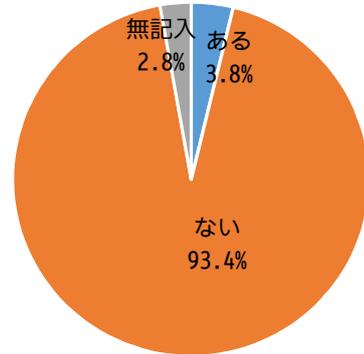
3-3 【「ある」を選択した理由】

元請	郡山市公契約条例についての知識が不足している
	条例の内容が多いので労働者や下請業者に理解してもらおうのが容易ではない

## 4 条例に対する要望等について

4 この条例に関することで、今後、市に取り組んで欲しいことや改善して欲しいことなどがありますか。  
(該当するものどちらかに○)

選択肢	元請	下請	不明	総数	割合
ある	3	1	0	4	3.8%
ない	22	77	1	100	93.4%
無記入	0	3	0	3	2.8%
合計	25	81	1	107	100.0%



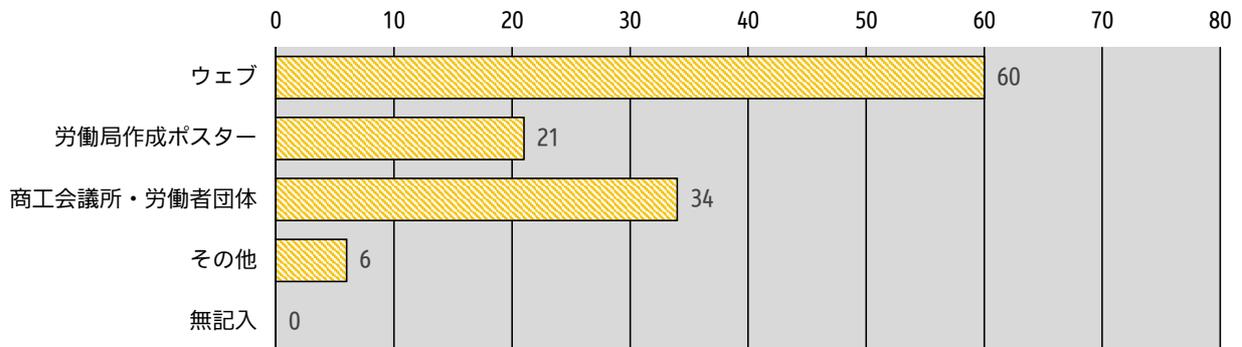
### 【「ある」の内容】

元請	労働環境報告書への押印を不要とするか、または（契約者から現場代理人への委任状を発行の上）現場代理人名義の提出を可となれば、時間的余裕をもって対応できる。また、働き方改革の推進の折、GW・夏季・年末年始等において長期間現場を閉所とする場合があり、その際の提出期限については猶予をしてほしい
	条例の内容が多いの労働者や下請業者に理解してもらうのが容易ではない
	分かりやすい説明

## 5 最低賃金について

5① 最低賃金の改定についてどこから情報を入手していますか。  
(該当するものすべてに○)

情報入手方法	元請	下請	不明	件数
ウェブ	18	42	0	60
労働局作成ポスター	6	14	1	21
商工会議所・労働者団体	6	27	1	34
その他	0	6	0	6
無記入	0	0	0	0
合計	30	89	2	121

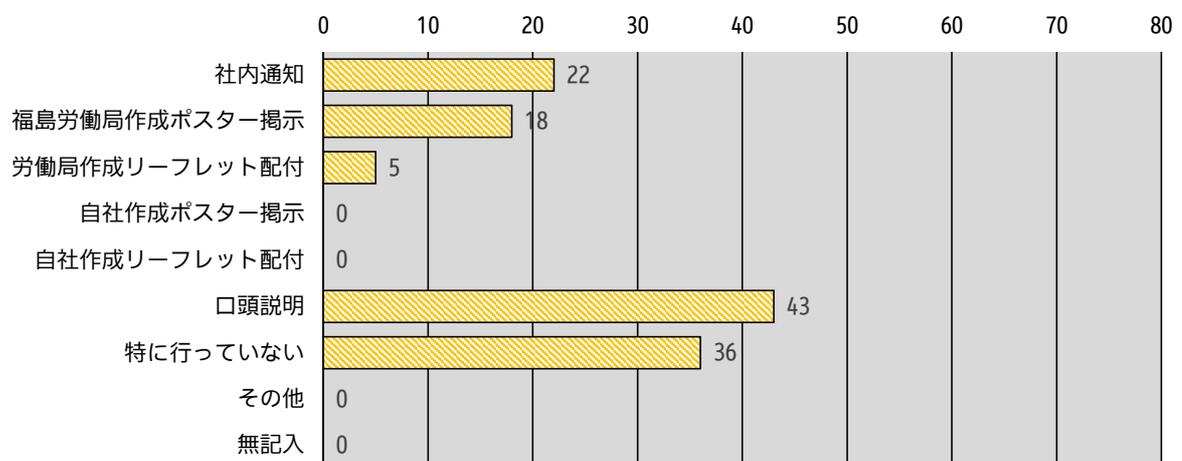


### 【その他の方法】

元請	社労士事務所 一般社団法人福島建設業協会
下請	労働保険協会

5② 福島県の最低賃金が改定になった場合、貴社の労働者へはどのように周知していますか。  
(該当するものすべてに○)

労働者への周知方法	元請	下請	不明	件数
社内通知	3	19	0	22
福島労働局作成ポスター掲示	8	10	0	18
労働局作成リーフレット配付	2	3	0	5
自社作成ポスター掲示	0	0	0	0
自社作成リーフレット配付	0	0	0	0
口頭説明	14	29	0	43
特に行っていない	3	32	1	36
その他	0	0	0	0
無記入	0	0	0	0
合 計	30	93	1	124



## 6 その他の意見、お気づきのこと

6① 今般のコロナ禍により、貴社にはどのような影響がありましたか。

元請	資材入荷の遅延が予想されたので、発注タイミングや工程管理等が若干ではあるが苦労した。
	テレワークの拡充・環境整備
	3密回避による発注者とのコミュニケーション減少
	コロナ陽性者に関する社内外への報告・共有による事務量の増加
下請	社員数人がコロナ患者や濃厚接触者となり、長期間休むことで作業が遅れる現場があった。
	マスク・消毒液などの購入負担、社員・その家族が休む際の社内外への影響
	営業等も含め活動が制限され不自由だった。
	製品納期の遅れや感染時の代替員確保が困難
	資材不足と価格の高騰

6② 市が「郡山市公契約条例」をより広く周知するためには、どのような方法が効果的だと考えますか。

元請	市の公共機関や現場にポスターを掲示してQRコードから詳細がわかるようにする
	条例等のポスターを配布する
	説明会等の実施
	インターネット媒体の利用
下請	インターネットや書類の配布での周知
	該当しうる会社に勉強会をする
	時代に合わせてSNSやネットを活用するのも良いが、少なくとも建設業は作業従事者の平均年齢が高く、ネットに慣れていないことが想定されるため、書面やポスター掲示など従来通りの周知方法が効果的と考えます。
	受注者へ、メールで通知（下請へ送付がスムーズなので）

6③ その他、何かお気づきのことがありましたらご記入ください。

下請	紙でのやりとりが少しでも減らせるとよいと感じた
	全てにおいて具体的な説明が必要と思われる